

- 1 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査
- 2 監査の対象 財政援助団体
岐阜市防犯協会
所管部 市民生活部
令和4年度分 必要に応じて令和5年度分
- 3 監査の着眼点 令和5年度 財政援助団体等監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和5年8月25日～令和5年10月16日
- 6 監査の結果

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(団体関係)

(1) 適正な財務会計事務の執行について

岐阜市防犯協会事務処理細則第5条第1項は、物品の購入については、原則競争入札とし、1件の金額が30万円未満の場合は随意契約とすることを規定している。また、同条第2項は、随意契約するときは業者選定の理由を記載した資料及び見積書を添付して、発注前に会長の決裁を受けることとすることを規定している。

しかし、新一年生用鉛筆352,550円の購入について、30万円以上のため競争入札すべきところ、随意契約していた。

さらに、この随意契約において、発注前に会長へ電話連絡し、口頭による承認を受けていたのみであり、決裁等書面による手続は行われていなかった。また、会長の決裁は、支出する際の支出金調書まで受けておらず、その決裁に随意契約すること及び業者選定の理由を記載した資料は添付されていなかった。

なお、購入することについて、発注前に幹事である岐阜中警察署生活安全課長の決裁は受けていたが、その決裁にも随意契約すること及び業者選定の理由を記載した資料は添付されていなかった。

今後は、岐阜市防犯協会事務処理細則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

[意見事項]

(団体関係)

(1) 立替払いについて

岐阜市防犯協会において、立替払いを可能とする規定や立替払いの手続に係るマニュアルはないが、立替払いによる支出が行われていた。

立替払いは、立替経費の精算時に領収書の添付を義務付けたとしても、私金との区別が不明確となり、私用で利用した際の領収書の提出や水増し請求等の不正が行われる可能性があること、証拠となる領収書を紛失した場合に救済不能となることなど、不適正な財務会計事務につながることを考えられる。このことから、立替払いを認めるのであれば、立替払いに係る要綱等を整備されたい。